

随意契約理由書

工事名称： 大和川下流流域下水道 錦郡中継ポンプ場 No. 2 汚水ポンプ設備補修工事

工事場所： 富田林市錦織東三丁目地内

本工事は、錦郡中継ポンプ場に設置されているNo. 2 汚水ポンプが経年劣化により不具合が発生しているため、不良部品の取替を行い、本来の機能を回復させるものである。

当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものである。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施した株式会社三井三池製作所大阪支店以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を行うものである。